函館市監査公表第8号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知(写)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年8月17日

函館市監查委員 小 野 浩 函館市監查委員 本 間 裕 邦 函館市監查委員 浜 野 幸 子 函館市監查委員 斉 藤 佐知子

函 企 画 令和5年(2023年)7月26日

函館市監查委員 様

函館市長 大 泉 潤

令和4年度(2022年度)包括外部監査の結果に基づく 措置の通知について

令和5年(2023年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和4年度(2022年度)包括外部監査の結果に基づく措置 (特定の事件名 公有財産等に関する事務の執行および管理の状況について)

1 指摘事項

		T	
監查対象	指摘事項の概要	報告書	措置の内容
部局等		ページ	
企画部	土地の有効活用について(公共用	5 4	<u> </u>
計画調整課	施設用地:旧市立病院跡地他)		
総務部	当該土地については、平成25年		当該土地は、平成12年12月に定めた
文書法制課	度末の土地開発基金の廃止により,		「市立函館病院跡地利用の基本方針」にお
	関連部局へ所管が変わっただけであ		いて、総合博物館の建設予定地として位置
観光部	り有効活用しているとは言えない状		づけられているが,当面は市の財政状況を
観光企画課	況である。		勘案し、芝生を張った市民の憩える広場や
	当時の指摘事項にもあるとおり有		観光バスの駐車場として整備し、敷地内に
土木部	用性の見地から活用方法を抜本的に	`	ある旧市立函館病院診療棟別館は本庁舎外
公園河川	見直すべきである。	,	の書庫として活用している状況である。
管理課			現在、教育委員会が(仮称)総合ミュー
			ジアムの整備に向け検討を進めており、建
			設地については白紙であるが、今後の検討
			結果によっては、改めて当該土地の活用の
			方向性について検討を行う予定である。
		L	